

規制の事前評価書

評価実施日：平成 29 年 3 月 2 日

政策	道路運送車両法の一部を改正する法律案		
担当課	自動車局審査・リコール課 環境政策課	担当課長名	斧田 孝夫 西本 俊幸
規制の目的、内容、必要性等	<p>① 法令案等の名称・関連条項とその内容</p> <p>【法律案の名称】 道路運送車両法の一部を改正する法律案</p> <p>【関連条項とその内容】 自動車の型式指定の取消要件の追加（道路運送車両法第 75 条、第 75 条の 2、第 75 条の 3）</p> <p>② 規制の目的 不正な手段により型式の指定を受けた自動車が新たに運行の用に供されることを防止し、自動車の安全性能・環境性能の確保を図る。</p> <p>③ 規制の目的に関係する目標</p> <p>a 関連する政策目標</p> <p style="padding-left: 20px;">3 地球環境の保全</p> <p style="padding-left: 20px;">5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保</p> <p>b 関連する施策目標</p> <p style="padding-left: 20px;">9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う</p> <p style="padding-left: 20px;">17 自動車の安全性を高める</p> <p>c 関連する業績指標</p> <p style="padding-left: 20px;">—</p> <p>d 業績指標の目標値及び目標年度</p> <p style="padding-left: 20px;">—</p> <p>e 規制により達成を目指す状況についての具体的指標 自動車メーカーによる型式指定に係る不正行為の発生をゼロとする。</p> <p>④ 規制の内容 自動車の型式指定の取消要件の追加（道路運送車両法第 75 条、第 75 条の 2、第 75 条の 3）</p> <p>【規制の拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正な手段により型式の指定を受けた場合に、当該型式の指定を取り消すことができるようにする。 <p>⑤ 規制の必要性</p> <p>a 目標と現状のギャップ 自動車の型式指定審査においては、不正の手段により型式の指定を受けた自動車を新たに運行の用に供さないことで自動車の安全性能・環境性能を確保する必要があるにもかかわらず、不正の手段により型式の指定を受けたことが判明した後も、当該型式の自動車が新たに運行の用に供されることを防ぐことができない。</p> <p>b 現状分析 これは、現行の制度の下ではメーカーが自動車の型式指定審査に当たり不正の手段により型式の指定を受けたことが判明し、安全性能・環境性能に疑義が生じた場合であっても、当該型式の自動車が新たに運行の用に供されることを防ぐことができないからである。</p>		

	<p>c 課題の特定 よって、メーカーが自動車の型式指定審査に当たり不正の手段により型式の指定を受けた場合に、当該型式の自動車は新たに運行の用に供されることを防ぐため、当該型式の指定を取り消す必要がある。</p> <p>d 規制の内容 ④記載のとおり</p>
想定される代替案	型式指定を取り消さずに、確認体制の構築及び確認のためのシステム改修をすることにより、新規検査の受検前に、不正の手段により型式の指定を受けた自動車であるかどうかの確認を新たに行い、不正の手段により型式の指定を受けたものと確認された場合は新規検査を通さないこととする。
規制の費用	<p>自動車の型式指定の取消要件の追加（道路運送車両法第 75 条、第 75 条の 2、第 75 条の 3）</p> <p>① 当該規制案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用 ・特になし</p> <p>b 行政費用 ・特になし</p> <p>c その他の社会的費用 ・特になし</p> <p>② 代替案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用 ・特になし</p> <p>b 行政費用 ・確認体制の構築及び確認のためのシステム改修費用</p> <p>c その他の社会的費用 ・特になし</p>
規制の便益	<p>① 当該規制案における便益の要素 不正の手段により型式の指定を受けた自動車の大量生産・販売を行うことが実質的に困難となり、安全性能・環境性能に問題のあるおそれのある自動車を新たに運行の用に供されることを防ぐことができる。</p> <p>② 代替案における便益の要素 確認を行った自動車について、安全性能・環境性能に問題のあるおそれのあるものを運行の用に供することを防ぐことができる。</p>
規制の効率性 (費用と便益の関係の分析)	<p>自動車の型式指定の取消要件の追加（道路運送車両法第 75 条、第 75 条の 2、第 75 条の 3）</p> <p>① 当該規制案における規制の効率性 本規制案については、特段の費用が発生することなく、不正の手段により型式の指定を受けた自動車の大量生産・販売を行うことを実質的に困難とし、安全性能・環境性能に問題のあるおそれのある自動車を新たに運行の用に供することを防ぐことができる。</p> <p>② 代替案における規制の効率性 代替案についても、不正の手段により型式の指定を受けた自動車の大量生産・販売を行うことが実質的に困難となり、安全性能・環境性能に問題のあるおそれのある自動車を新たに運行の用に供することを防ぐことができるが、確認体制の構築及び確認のためのシステム改修に多額の費用が発生する。</p> <p>以上より、本規制案は代替案よりも適切である。</p>

<p>有識者の見解、 その他関連事項</p>	<p>○自動車の型式指定審査におけるメーカーの不正行為を防止するためのタスクフォース 最終とりまとめ（平成 28 年 9 月 16 日）</p> <p>I. はじめに</p> <p>今般の不正事案を踏まえ、早急に審査方法や走行抵抗の測定に係る試験法の見直しを行うとともに、不正を行った自動車メーカーに対し不利益処分や罰則の適用ができるよう制度の見直しを行い、自動車の型式指定審査における自動車メーカーのコンプライアンスの徹底を図らせることにより、自動車の型式指定審査における同様の不正行為の抑止と再発防止を図る必要がある。</p> <p>III. 自動車メーカーの不正行為を防止するための試算方法の見直し</p> <p>2. 審査方法の見直しの具体的内容</p> <p>(6) 不正を行った自動車メーカーに対する不利益処分、罰則の適用</p> <p>今後同様の不正事案に対して罰則が科され、また、罰則を受けた場合にその事実が公にされることを明確にすることにより不正行為の抑止、再発の防止を図る観点から、虚偽の申請により型式の指定を受けた者に対する不利益処分及び罰則を導入する。</p> <p>3. 今後の課題</p> <p>(略) 一方で、更なる不正行為の抑止効果を高める観点からは、型式指定に関する罰金の額の引き上げ、法人重課や金銭的処分として実施される課徴金制度の導入等、他法令の制度との比較検証も含めた制度改正の検討を行うことが課題として挙げられる。</p>
<p>事後評価又は事後検証の実施方法及び時期</p>	<p>附則第 3 条において、政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとしていることから、平成 34 年度に R I A 事後検証シートにより事後検証を実施する。また、事後検証までの期間を分析対象期間とする。</p>
<p>その他 (規制の有効性等)</p>	<p>自動車の型式指定審査における不正行為の抑止・再発防止を図り、自動車の性能や型式指定に対する信頼の確保に資するものであるため、本法案における規制は有効である。</p>